

2020 年度

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

国 家 予 算 要 望 書

2019 年 4 月 16 日

全国自立援助ホーム協議会

2019年4月16日

厚生労働省 御中

全国自立援助ホーム協議会  
会長 平井 誠敏

### 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 国家予算要望について

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年4月1日現在において、自立援助ホームは全国に約169箇所まで拡充されました。各自治体において設立準備をしている団体も多く、自立援助ホームのニーズは時代と共に益々増加の一途を辿っています。自立援助ホームの制度は年々改善が図られていますが、ホームの運営基盤が安定しているとは言えず、根本的な運営維持が可能となる制度設計を見直さなければ利用者に不利益が講じてしまいます。

近年、入居する青少年たちの課題は、医療的なケアや障害等による専門的かつ複合的な支援を必要としているケースが多くなり、本来の就労自立への支援では対応が難しくなっています。

一方、就学者への支援も大きな柱となってきました。全日制高校在学時での家庭崩壊や被虐待等により、家庭で生活出来なくなった年長児は、本来児童養護施設で受けてはいましたが、年々増加する虐待相談件数において児童相談所一時保護や児童養護施設では対応が難しくなり、各自治体において自立援助ホームで全日制高校生の受け入れを要請される事が増えてまいりました。

この様に、「医療・障害ケア」や「就学者支援」等のニーズが全国の自立援助ホームで増えている現状から、自立援助ホームの運営維持と抜本的改革を視野に入れ、更なる体制整備と社会的養育の充実を図るため、別添の要望を提出させていただきます。

何卒、寛大なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

全国自立援助ホーム協議会  
2020年度 国家予算要望書

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

- 1-1 職員配置基準改善
- 1-2 退居者支援員（社会生活支援専門相談員）の配置
- 1-3 医療的ケア職員配置（心理担当職員の常勤的非常勤配置）
- 1-4 事務職員の配置

2. ホームの運営に関する事項

- 2-1 暫定定員要件の見直し
- 2-2 ステップハウスの補助
- 2-3 防犯・防災関係費、施設整備費補助

3. 利用者のケア（生活援助・就労就学援助）に関する事項

- 3-1 医療費補助の対象拡大
- 3-2 一般生活費の拡充（18歳未満高校生）
- 3-3 特別育成費の拡充、運用
- 3-4 生活向上費の支弁

4. 人材確保対策に関する事項

- 4-1 社会福祉士、精神保健福祉士の指定実習施設対象化と、精神保健福祉士受験の相談実務経験対象化
- 4-2 人材確保・育成費用（募集への費用含む）

5. 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

- 5-1 児童自立生活援助事業の実施要綱の一部見直し

## 国家予算要望書項目説明

### 1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

#### 1-1 職員配置基準改善

現在の職員配置基準は6名ホームに対して指導員が2名、補助員が1名ですが、この体制では宿直ローテーションを含むと労働基準法に抵触します。今年度予算では地域小規模児童養護施設の加配がなされましたが、本体施設の応援を持たない自立援助ホームにおいては喫緊の要望になります。また近年、課題を抱えた入居者に対応する為には、宿直者不在であると利用者の夜間徘徊や異性間の性化行動など対応出来ず、管理責任を問われ兼ねません。

働き方改革の一環でもあり、職員の労働環境と利用者への丁寧な支援を保障するためにも6名定員のホームに対し、職員配置基準を3.5人もしくは支援向上職員の加配をお願いします。

#### 1-2 退居者支援員（社会生活支援専門相談員）の配置

自立援助ホームの機能の特色は継続した「退居者支援」です。自立援助ホームは、入居から退居後を一貫して支える「社会内支援」がホームの機能です。退居後、長きに渡り利用者の社会生活を支える為の職員配置が求められています。児童養護施設には「職業指導員」の配置、東京都では「自立支援コーディネーター（自立援助ホームにおいてはジョブトレーナー）」の配置があるように、社会的養護において最も就労支援、社会内支援に力を入れている自立援助ホームに専門職配置の実現を希望します。

#### 1-3 医療的ケア職員配置（心理担当職員の常勤的非常勤配置）

自立援助ホームでは約半数の利用者が何らかの心身の治療的支援を必要としています（2015年実態調査）。昨今、心理担当職員が非常勤（年106万円）で配置されるようになりましたが、せめて常勤または常勤的非常勤（年380万円）並みの支弁でないと人材が確保できません。合わせて予算事業では各自治体で格差が広がり進まない現状があります。自立援助ホームが措置費支弁になった現在、児童養護施設同様に義務的経費での支弁を希望します。また、要綱には心理担当職員がハローワーク同行の就労支援が兼務とありますが、職種の内容がそぐわない為、削除または別建ての要件を望みます。

#### 1-4 事務職員の配置

自立援助ホームが措置費支弁となり、ホームを運営する為の事務量も児童養護施設並みになりました。自立援助ホームは児童養護施設の様にと事務職員がおらず、利用者の支援と兼務で行っています。しかしながら、入居者や退居者への支援で時間が費やされ、指導員が事務職を兼ねて業務を遂行するには限界があります。昨今の就学者自立生活援助事業の事務手続きも始まり、自立援助ホームの運営を円滑に行うためにも事務職員の配置を希望します。

## 2. ホームの運営に関する事項

### 2-1 暫定定員要件の緩和

近年、自立援助ホームは相次ぐ閉鎖、閉鎖の危機に直面しているホームが目立ち、約4割のホームが暫定定員の経験をしています。これは自立援助ホームの特性上、短期間での入退居や入居予約での部屋確保、退居後のやり直し（定員外）、小規模ゆえの入居者マッチング等、現員数の不安定さによるもので、暫定定員になればスタッフを雇う事も難しく、人材不足でホームの閉鎖を余儀なくされています。年々増加する自立援助ホームに対して、抜本的な暫定定員要件を見直さない限りこの問題は解決しません。利用者にとってホームが「心の実家」としてあり続ける為にはホームの運営維持を保障する必要があります。暫定定員要件の何らか緩和（定員半数を満たしている場合や、暫定定員超える入居による暫定定員取扱い修正等）を希望します。

### 2-2 ステップハウスの補助

社会的養護において、リービングケアの一環にもなっているステップハウス（地域でのアパート等自活体験）は「新しい社会的養育ビジョン」にも明記されました。社会生活移行支援であるこのステップハウスの実践は、利用者の地域生活を安定させる効果もあり、この取り組みを全国のホームに普及させるためには、初期費用や家賃補助、訪問支援員の配置が求められます。普及のための補助を希望します。

### 2-3 防犯・防災関係費、施設整備費補助

昨今、福祉施設等であってはならない重大事件がありましたが、更なる被害を未然に防ぐためにも防犯カメラや防犯センサー等の安全対策、火災や災害などに備えた防災対策は必須です。施設整備費は国の対策としても計上して頂いていますが、施設強化推進費は適用出来ません。利用者の安心した居住を確保するために、自立援助ホームが活用しやすい整備費補助を希望します。

### 3. 利用者のケア（生活援助・就労、就学援助）に関する事項

#### 3-1 医療費補助の対象拡大

自立援助ホームでの医療費補助は、入居から就労に就くまで補助がありますが、入居する利用者は年々「医療ケア」が必要なケースが増えてきており、ケアの程度も重篤な場合があり支援の対応に苦慮しています。入居後就労をし始めても慢性的に医療的ケアが必要となり、自らの給料や貯蓄では医療費が支払えない利用者も数多くいます。また、女子ケースでの婦人科通院など必要性が高くあります。自立援助ホームの利用者について対象制限を緩和し、入院や手術、特別な医療などの医療費補助が申請出来るよう対象の拡大を希望します。

#### 3-2 一般生活費の拡充（18歳未満高校生）

自立援助ホームにおける就学者の割合が3割を超えました（2017年度）。利用者が就学しながら就労していくのは時間的限界もあり、児童養護施設に入所出来ない全日制高校受入れのニーズも増えてきました。18歳以上の在学者には児童養護施設同等の一般生活費増額が認められましたが、18歳未満の児童こそ補助が必要です。就学前提での受け入れの場合には児童養護施設同様の一般生活費（月額50,540円）を希望します。

#### 3-3 特別育成費等の拡充、運用

高校入学時には入学時加算がありますが、編入時にはありません。合わせて編入時には親権者の同意が必要ですが、自立援助ホームの長は児童養護施設長の親権代行権がある訳でなく、未成年を預かる立場で対応に苦慮します。進学、編入学における各種手続きの整理や支弁の拡充を希望します。

また就職の為に資格取得において、一定額の資格取得加算費があり、自動車免許等は自立支援貸付事業がありますが、女子ケースなど資格取得後の就労継続中の結婚、妊娠等により就労継続が難しく償還免除が出来なくなる事例もあります。今後の懸案事項として希望します。

#### 3-4 生活向上費の支弁

自立援助ホーム入居者の半数以上は施設養護を経ずに入居に至っております。家庭において圧倒的に社会経験、余暇活動の不足もあり、将来に希望を持ってない利用者もいます。ホームに入居している間に就労だけではない豊かな教養を身につけ、主体的な生活を送れるよう余暇支援をおこなうため一般生活費（月額10,970円）の倍増または生活向上費等の支弁を希望します。

## 4. 人材確保対策に関する事項

### 4-1 社会福祉士ならびに精神保健福祉士の指定実習施設対象の拡大と、 精神保健福祉士受験の相談実務経験対象化

現在、社会的養護の施設において人材不足は深刻な課題となっています。特に自立援助ホームは児童養護施設等と比べても待遇や保障が厳しく人材が集まりません。人材不足で閉鎖を余儀なくされるホームも出てきています。ホームが維持される為にも社会福祉士実習対象施設ならびに精神保健福祉士実習対象施設として指定されるよう希望し、合わせて精神保健福祉士受験資格において社会福祉士受験資格同様に、障害・医療支援ケースの相談実務を行っている自立援助ホームが相談実務対象施設になる様調整をお願いします。

### 4-2 人材確保・育成費用（募集への費用含む）

児童養護施設等体制強化事業の創設において、体制強化を講じて頂きましたが、上記同様に人材確保の時点で募集が集まらないなど自立援助ホームは厳しい状況があります。児童相談所においては人材確保の為の費用が計上されており、今や人材募集は企業同様に人材確保の為の費用が必要となってきます。また人材が確保されても、専門性を要するスタッフ育成には補助事業でない資質向上の為の研修費が必要です。人材確保・育成は喫緊の重点課題であり、引き続きご対応をお願いします。

## 5. 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

### 5-1 児童自立生活援助事業の実施要綱の一部見直し

時代の移り変わりと共に、社会が求める自立援助ホームのニーズも変化してきました。本来自立度の高い利用者への支援から、被虐待体験により医療など重篤な心身ケアが必要な利用者が増え、「起居を共にした支援」が不可欠です。また施設整備など、事業としての位置付けでは活用出来る制度の限界性もあり、入居支援を行う自立援助ホームは今後「事業」から「施設」への転換をご検討願います。